

# 北海道消費者被害防止 ネットワークニュース N0.78

【事務局】北海道立消費生活センター<http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》  
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

## 登別市に地域ネットワーク設立



前号の速報でお知らせしたとおり、胆振管内登別市に平成 28 年 12 月 16 日付で消費者被害防止ネットワーク（ネットワーク名：登別市消費者被害防止ネットワーク）が設立されました。平成 28 年度では 8 カ所目、北海道内では 65 番目です。なお、本ネットワークは改正消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」の法的位置づけとなりました。

平成 29 年 2 月 14 日には初めての定例会議が開催され、高齢者の身近で活動している方に参加してほしいとの思いから、当日は民生委員など約 150 名の出席がありました。



構成団体は、登別市をはじめとする行政機関、消費者協会、警察署、社会福祉協議会などの福祉関係、金融関係、連合町内会等です。さらに情報共有をより

多くの団体と行うため、「登別市はいかい高齢者等 SOS ネット事業」に協力する 84 機関も参加しているのが特徴です。定例会議では、警察署から管内の被害状況を報告。「今年に入りオレオレ詐欺が多い印象があり、会議当日にも多額のオレオレ詐欺事件が管内で発生した」、また「このような形でネットワークを作り、より多くの方と情報を共有していくことが重要」との説明がありました。

依然として悪質商法や特殊詐欺の被害が深刻な状況にある中、被害防止のため、本ネットワークの今後の活動が期待されます。

## 平成 28 年度北海道消費者被害防止ネットワーク定例会議開催

平成 28 年度北海道消費者被害防止ネットワーク定例会議（以下、北海道ネットワーク）を 3 月 7 日（火）に北海道立消費生活センターで開催し 22 団体 30 名が出席しました。

はじめに北海道立消費生活センターより最近の消費生活相談の受付状況、北海道警察本部より警察相談の受理状況・特殊詐欺認知状況等、北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課より特定商取引法及び消費生活条例に基づく行政措置の状況について報告。続いて、地域における消費者被害防止ネットワークの設置状況と活動状況について報告がありました。平成 28 年度は江別市・豊浦町・浦幌町・中札内村・今金町・深川地域・せたな町・登別市の 8 カ所でネットワークが設立されました。

次に出席した構成員より取組状況についての報告がありました。ネットワークの拡充として「消費生

活サポーター制度を導入して企業・団体サポーターの募集を開始」などの報告がありました。

最後に、道警生活安全企画課より特殊詐欺等の被害事案や啓発チラシなどの周知を図るための資料をメールで配信することが提案され承認されました。また道消費者安全課より「訪問販売お断りステッカー」の普及と取組について説明がありました。

会議全体を通して、消費者被害防止の取組とネットワーク活動の重要性を再認識しました。今後も被害防止に一層取組みを進めていきたいと考えています。引き続きご協力をよろしくお願いいたします。



## 事例

### フリマアプリで財布購入 ～返品したのに返金されない～

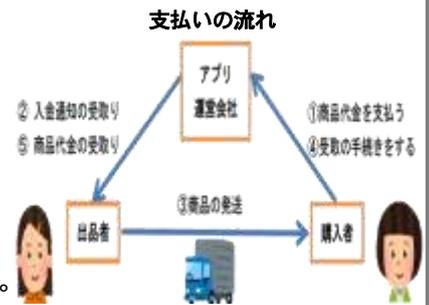
ブランド物の財布をフリマアプリで購入した。届いた物はニセモノだったので出品者に苦情を伝え返品したが、出品者が手続きをしてくれないためフリマアプリ運営会社から返金されない。

#### トラブル解説

フリマアプリは品物の代金を運営会社が購入者から預かり品物到着後に出品者に支払う仕組み。フリマアプリは手軽に利用できる一方、トラブルが発生しても個人間取引のため規約に規定がなければ解決は個人間の話し合いになります。

#### 対策アドバイス

- ・規約をよく読み、出品者が設定した条件を確認して慎重に検討しましょう。
- ・直接取引には絶対応じない、追跡が可能な発送方法を選択しましょう。



## 事例

### ネット通販の定期購入に気を付けて

SNSのサプリメントの広告を見て無料の試供品と思い申し込んだ。ネット上の評判が悪くキャンセルした。商品が届き初回は無料だと思い放置していたら、その後も同じ商品が届き、最近、督促状が届いた。

#### トラブル解説

通信販売はクーリング・オフ制度がないので、購入する前に連絡先・返品特約を確認しましょう。「初回無料」とあっても定期購入が条件となっているケースが多くトラブルになりがちです。また、ターゲティング広告は短期間だけ掲載され、トラブル発生後に詳細を確認しようとしても広告そのものが見られないこともあります。

#### 対策アドバイス

- ・スクリーンショットなどを利用して画面の保存は、まめにしましょう。
- ・安全なサイトの基準「オンラインマーク」や決済画面が「暗号化（SSL）」に対応しているかも参考にしましょう。



オンラインマーク



暗号化(SSL)

# 狙

# われる若者

## 事例

### 本当に儲かるの？マルチ商法？ねずみ講？

知人に将来起業したいと話をしたところ「儲かる話がある」とセミナー受講を勧められ受講した。福利厚生会の会員になるとお祝い金の支給がある・旅行に安く行ける・ブランド物が安く買えると言われた。家族2人を会員にすれば確実にお金が入ると3時間ほど説明を受け、申込書に記入させられた。帰りに3人分の会費を支払った。帰宅後に親に話すとねずみ講ではないかと指摘された。

#### トラブル解説

商品やサービスの販売員として個人を勧誘し、次の販売員を勧誘すれば収入が得られるとして商品やサービスの契約をさせ、販売組織を連鎖的に拡大する取引を連鎖販売取引といいます。マルチ商法、ネットワークビジネスとも呼ばれます。一方、この方法で商品やサービスが介在しないものをねずみ講と呼び、こちらは法律で禁止されています。

#### 対策アドバイス

- ・友人からの誘いであっても必要のない場合はきっぱりと断りましょう。また友人を勧誘することによりその人との関係を壊してしまう恐れもあります。
- ・消費者金融などで借金をさせて支払わせるケースも。安易に借金をすると多重債務などに陥る危険性もあります。「儲け話」には乗らないようにしましょう。

詐欺

悪質商法

事例

### 美容医療サービスのトラブル

無料  
カウンセリング

10万円位の包茎手術のネット広告を見て、メールで無料カウンセリングを申し込んだ。クリニックを訪れたところ、カウンセリングの前に診察があり「すでに炎症を起こしかけている。早く治療したほうがいい」と医者。診察後、事務長から「10万円の治療では術後の傷跡がどうなるか分からない等」と不安をあおられ即日手術を受け費用が100万円を超えた。強引で納得できないので解約したい。

#### トラブル解説

美容医療とは美容目的で行う医療サービスのことで、健康上はする必要がなく、急ぐ必要もない施術です。多くの場合が保険適用外の自由診療で、その内容と費用が医療機関ごとに異なります。人の弱みに付け込んだ事例のようなトラブルが多く注意が必要です。

#### 対策アドバイス

- ・美容医療機関のホームページの情報を契機とするトラブルが多発していることから厚生労働省より「医療機関ホームページガイドライン」が示されています。
- ・広告等の情報をうのみにせず、施術内容、価格、リスクや施術結果の見通し等について、医師から十分な説明を受けた上で、慎重に判断をすることが重要です。
- ・説明や料金に納得できなかったり施術に不安を感じたら、その場で契約してはいけません。痛みや腫れなどが取れない場合は、速やかに医療機関の診断を受けましょう。

事例

### タレント・モデル契約のトラブル



オーディションに合格したが芸能スクールに通うため約85万円を支払うよう言われた。

#### トラブル解説

タレントモデル契約はスカウトに加えて、スマホで検索したサイトやSNSでの募集広告を見たりして自ら連絡を取ったことをきっかけにトラブルに遭うケースが散見されます。

#### 対策アドバイス

- ・タレントやモデルに憧れる気持ちに付け込んであまい言葉をかけてきますが、契約をする際には、どのような活動をするのか、費用はかかるのか内容を十分に確認しましょう。
- ・金銭の負担を求められる場合はとくに注意が必要。タレント・モデルになるために必要だと言われても、その場での契約は避けましょう。
- ・アダルト関連の出演を強要されるなどした場合は警察に相談しましょう。

事例

### アフィリエイト内職のトラブル

- 1) 「マニュアル通りに実行すれば儲かる」というメールが届きネットビジネスの情報商材を購入したが儲からないので返金してほしい。
- 2) 知人から海外ショッピングサイトのアフィリエイト事業の代理店契約をしないか勧誘され申し込んだ。怪しいので解約したい。

#### トラブル解説

少ない初期費用で事業を開始できることがアフィリエイト内職の特徴の一つ。「ウェブサイトの作成などに高額費用が必要だがすぐに利益が出る」と勧誘され、実際には収入が得られないというトラブルがあります。

#### 対策アドバイス

- ・アフィリエイトは広告をクリックする人や商品購入する人を増やさなければ利益は得られないため、アクセス数を増やす工夫や労力が必要です。
- ・「ウェブサイトを作れば何もなくても簡単にお金を稼ぐことができる」という勧誘には注意しましょう。



狙われる若者 狙われる若者 大丈夫？ 悪質商法...詐欺かも... での話大丈夫？ 悪質商法...

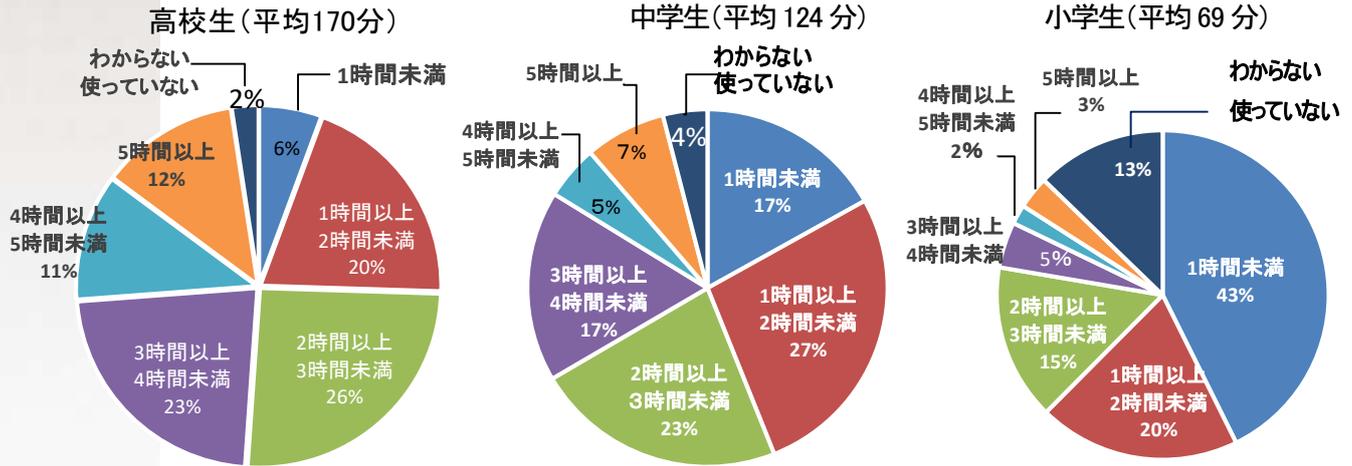
若者 その話... その話...

# “「ケータイ・スマホ社会の安全安心”

## ～ケータイ・スマホ長時間利用に対する取り組み～

高校生や中学生、小学生の間にも携帯電話やスマートフォン（スマホ）が普及しています。そこではメールやSNSを使って友達と交流したり、ゲーム・音楽・動画・写真を楽しむことができます。その便利さから、携帯電話やスマホなど長時間の使用が問題となっています。内閣府の調査によるとスマホによる平日1日のインターネット利用時間は、高校生は170分・中学生は124分・小学生は69分ということが分かりました。長時間使って、日常生活が乱れて大きな影響を及ぼしたり、危険なことに巻き込まれないかどうか心配なところです。

### ◆◆◆ スマートフォンによる平日1日のインターネット利用時間 ◆◆◆



(2016年内閣府調査、小学生は10歳以上)

※数値は四捨五入のため合計が100%にならないことがあります。

携帯電話やスマホを適切に使用するには、使用時間・時刻についてルールを決めたり、各家庭で必要な決まりごとなどを子供と一緒に考えていくことが必要です。そうしたルールづくりのモデルケースとして**登別市の教育委員会・校長会・PTA連合会の活動**を紹介します

登別市の教育現場では、市内の小中学生と保護者のために使用時間・時刻の徹底とフィルタリング活用を内容とした**「ケータイ・スマホ3つのルール」**を作成して家庭の協力を呼びかけています。

#### ルール 1 使用時間は？

- ・小学生中学年は1時間以内。
- ・小学生高学年は2時間以内。
- ・中学生は2時間以内。

#### ルール 2 使用時刻は？

- ・小学生中学年は夜7時まで。
- ・小学生高学年は夜8時まで。
- ・中学生は9時まで。

#### ルール 3 フィルタリング設定

フィルタリングサービスを使うと未成年にふさわしくない有害なウェブサイト等にアクセスできなくなり安全に利用できます。



(中学生向け)

(保護者向け)